

宇都宮観光プロモーション事業業務委託 仕様書

第1章 総則

1 業務の名称

宇都宮観光プロモーション事業

2 業務の目的

国が実施する「Go To キャンペーン」に合わせ、本市のキラーコンテンツである「宇都宮餃子」を全面に活用したアウターキャンペーンの実施や、個々の取組を集約したインナーキャンペーン等の各種取組を包括的・戦略的に展開することで、本市のイメージ想起・露出機会等の獲得に取り組むとともに、他の自治体との差別化を図り、誘客促進による観光需要の回復に繋げることを目的とする。

3 業務の期間

本業務の期間は、契約締結の日から令和3年3月31日までとする。

第2章 共通仕様

1 適用の範囲

本仕様書は、本業務に適用されるものとする。

2 業務内容

本業務の内容は、第3章特記仕様によるものとする。

3 技術者及び業務管理

- (1) 受託者は、業務主任担当者をもって、秩序正しい業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、相当の経験を有する技術者を配置するものとする。
- (2) 業務主任担当者は、業務の全般に渡り、技術的管理を行うものとする。
- (3) 受託者は、常に宇都宮観光コンベンション協会（以下「協会」という。）との連絡を密にするとともに、十分な協議のもとで業務の円滑な遂行を図るものとする。

4 疑義

本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めない事項については、協会と受託者の協議により決定するものとする。

5 関係法令等

受託者は、本業務の遂行に当たっては、本仕様書に従うほか、関係法令等を遵守するとともに、関連計画等（国、県、本市等）との整合、調整に十分留意するものとする。

6 秘密の保持

- (1) 受託者は、個人情報の取扱いに関して、関係法令・条例・情報セキュリティポリシーに基づき適正な管理を講じること。
- (2) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならない。
- (3) 受託者は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理又は情報資産の保護のために必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、本業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を秘密情報として扱い、本業務以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、契約終了後も同様とする。

7 一括再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、協会の承諾を得なければならない。
- (3) 協会は、受託者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

8 地域経済貢献

協会が指定した主たる部分に該当しない業務を第三者に委任し、請け負わせようとするときは、地域経済の振興や本市内業者育成の観点から、できる限り本市内に本店を有する業者（以下「市内業者」という。）から選定するよう努めるものとする。

9 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査等は原則として受託者が行うものとするが、協会から貸与を受けた資料については、そのリストを協会に提出し、業務完了とともに返却すること。

なお、協会から返却の要求があった場合は、速やかに返却すること。

10 関係機関との協議

本業務の遂行上必要な関係機関との協議については、受託者の責任において適正に処理するとともに、その内容を遅滞なく協会に報告するものとする。

1 1 議事録

受託者は、業務遂行に当たっての事務打合せ等の都度、その結果について整理し、書面をもって協会へ報告するものとする。

1 2 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に当たっては、契約書に定めるもののほか、下記の書類を提出し、協会の承認を受けるものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、協会の承認を受けるものとする。

(1) 業務着手時

- ①業務着手届 ②業務工程表 ③業務主任担当者届 ④業務実施計画書
- ⑤課税事業者届出書

(2) 業務完了時

- ①業務完了届 ②成果品納品書

(3) その他業務遂行上必要とされる書類

1 3 打合せ

打合せは、業務着手前、中間、及び業務完了時に行うほか、随時必要に応じて行うものとする。なお、業務主任担当者は、業務着手時、成果品納品時その他主要な打合せには出席するものとする。

1 4 検査及び業務の完了

(1) 受託者は、業務を完了したときは、遅滞なく業務完了届を提出するとともに、本仕様書に指定された成果品及び成果品納品書を提出し、協会の検査を受けるものとする。

(2) 受託者は、検査の承認を持って業務の完了とする。なお、成果品に不備又は不合格な点が発見された場合は、受託者は速やかにこれを修正しなければならない。

1 5 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 業務報告書 10部

(2) 広告掲載資料 一式

- ・ 掲出された広告（オンライン、オンラインメディア等）すべてをクリッピングや写真等に収め、報告書に含めること。

- (3) 上記成果品に係る電子媒体（CD-R又はDVD-R等）
 - ・ デザイン：イラストレーター形式・JPEG形式・PDF形式
 - ・ 写真：JPEG形式又はPNG形式 ・ 動画：DVD・MP4 など
- (4) その他必要と考えられる資料 一式

16 権利関係

- (1) 受託者は、協会に対し、受託者に納入された納入物品の著作権（著作権法第27条及び第28条の所定の権利を含み、以下同様とする。）を納入物品に関する検収完了をもって、受託者から協会に譲渡する。ただし、納入物品のうち新規に作成されたプログラム等の著作権は、協会及び受託者の共有とし、協会及び受託者は共有となったプログラム等をそれぞれの相手方の同意を得ることなく著作権法に基づき利用することができる。
- (2) 前号の規定に関わらず、既に受託者が著作権を有する著作物の著作権は、受託者に留保されるものとする。
- (3) 協会又は受託者が単独で行った発明・考案（以下「発明等」という。）から生じた特許権等については、協会単独及び受託者単独に帰属するものとする。
- (4) 協会及び受託者が共同で行った発明等から生じた特許権等については、協会と受託者の共有とし、その持分を均等とする。
- (5) 本業務で収集したデータは協会が保有するものとする。
- (6) 著作権の取扱
 - ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
 - イ 第三者からの異議申立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。
 - ウ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、協会と受託者で協議の上処理することとする。

17 その他

- (1) 業務の遂行に当たり使用する関係資料及びデータ等については、可能な限り最新のものを使用するとともに、出典・年月等を明記すること。
- (2) 各種資料や成果品の作成に当たっては、MicrosoftWord, MicrosoftExcel あるいはこれと互換性のあるものを使用すること。
- (3) 検収完了後1年間において、受託者の責に帰すべき事由による本仕様書との不一致が見られた場合は、協会と協議の上、受託者は無償で是正措置を実施すること。

第3章 特記仕様

本業務の内容は以下のとおりとし、受託者は本事業の趣旨を十分理解した上で、以下の業務を効果的、かつ、魅力的に企画・制作し、円滑に実施すること。

1 業務内容

受託者が「Go To キャンペーン」に合わせ、専門的ノウハウ等を活かし、戦略的なプロモーション計画や話題性を見込めるキャンペーン企画、誘客促進を図るための情報発信手法など、本市観光プロモーションを実施するための提案を行う。

なお、本業務に当たっては、協会と適宜協議の上、適切な対応を行うとともに、下記の手法を踏まえた包括的・戦略的な提案を行うとともに、相互連携の取組に工夫を加えることで、独自性のある本市ならではのプロモーションの展開を行うものとする。

(1) 戦略的なプロモーション計画の作成

協会と協議の上、専門的知見を駆使し、実施する事業や宇都宮の魅力について年間を通じたプロモーション計画を作成するとともに、(2)～(6)で提案する事業との相互連携方法についても明記すること。

- ・ 事業実施に当たり、計画の中には話題性を見込める「統一的なキャッチコピー」及び「実施に当たってのテーマ」を盛り込み、提案すること。

なお、本業務におけるターゲットは、新型コロナウイルス感染症による情勢を鑑み、「首都圏及び近隣県」、かつ、SNS等の媒体に関心の高い「若者世代」を最優先とするが、その他の幅広い世代を含めた提案がある場合には併せて記載すること。

- ・ 実施スケジュールについては、国が実施する「Go To キャンペーン」の動向を踏まえ、効果的なスケジュールとすること。

(2) 話題性の獲得に向けたキャンペーンの企画及び運営

(1)で提案するプロモーション計画に基づき、キャンペーンの企画及び運営業務を行うこと。業務の範囲は以下に掲げるもの及びこれらに付随する業務とし、話題性の獲得が達成出来るよう、十分な検討を行った上で、企画実施すること。

- ・ 提案においては、本市のキラーコンテンツである「宇都宮餃子」を全面に押し出し、かつ、「ジャズ」「カクテル」「大谷」など、本市の観光資源を絡めたストーリー性のあるキャンペーンを2つ以上実施すること。なお、提案に当たっては、下記を踏まえ、それぞれ提案を行うこと。

- ① プロモーション期間序盤での「アウター向け・SNS等を活用した話題性獲得のためのキャンペーン」により、認知・拡散を図り宇都宮を想起させる企画
- ② 新型コロナウイルス感染症収束期での「現地での消費拡大や周遊促進のためのインナー企画」により、周遊・消費を図るための企画

- ・ キャンペーンの中には、参加型のキャンペーン（応募型の抽選など）を設けるなど、幅広い年代が楽しみながら参加できる仕組みを設けるとともに、これを契機に、本市への誘客に繋がる工夫を凝らすこと。
- ・ 実施内容については、当キャンペーンと後述（３）～（６）の業務との有機的な連動を図り、包括的に実施するものとする。
- ・ 広報等については、デザイン、原稿、発信手法等を訴求対象者の特性を踏まえ、提案すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、実施期間、実施内容、配信時期等については協会と協議の上、決定すること。

（３）特設観光情報ウェブサイトの開設

（１）の計画を踏まえ、本業務において実施する取組等を集約した特設のウェブサイトを開設すること。また、サイトの中には、本市の観光資源、新たに開発する観光商品の情報等を随時盛り込むこととし、常に鮮度の高い観光情報を掲載すること。

① WEBデザイン

- ・ スマートフォン、タブレット端末等マルチデバイスへの対応を必須とし、利用者が視覚的に興味関心を持つ設計や機能とすること。
- ・ 公開後のアクセス向上のため、検索サイトにおいて、上位に表示されるように工夫すること（SEO対策を実施すること。）。コンテンツ掲載に際しても、SEO対策のためのキーワード、タイトル、見出し等を考慮してページの作成、構築を行うこととし、新規にページを作成する際も同様の対策を行えるよう配慮すること。

② 特設ウェブサイトの機能・構成

- ・ Facebook, Twitter, Instagram等のSNSと連動した情報発信ができる機能を設けること。
- ・ 掲載する内容等については、引き続きブラッシュアップすること。

③ 管理者機能

- ・ 掲載情報の追加・修正等の管理は、協会職員等の担当者ができるようにするとともに、アクセスログの出力機能等、システム管理のために必要な作業ができるようにするものとする。

④ 動作環境

- ・ 利用者の閲覧ブラウザは、Internet Explorer11, Edge, GoogleChrome, Firefox及びSafari等の最新版、OS（バージョン）はWindows（7, 8, x, 10）, Mac OSX（最新バージョン）, iOS（11以上）, Android（6以上）に対応していること。

⑤ サーバ・データセンター

- ・ ウェブサイトは、ウイルス対策や情報漏えい等の情報セキュリティ対策が講じ

られた信頼性の高いデータセンターを活用したクラウドコンピューティングにより
24時間365日サービス利用が行えるものとする。

- ・ 使用するデータセンターについては、安全性の確保の観点から、ISMSの認証を受けていること。
- ・ 使用するサーバについては、サービス利用に遅延等の支障をきたすことなく稼働するリソースを有すること。
- ・ コンテンツの追加等に応じて、データ容量を順次拡張することができるなど、拡張性があり、柔軟に対応できるものであること。
- ・ 障害時に自動又は手動により、最終バックアップ地点まで復旧できる仕組みであること。

⑥ 情報セキュリティ対策

- ・ 個人情報の取扱い方法等に応じて、適宜、ウェブサイトの通信を暗号化すること。また、データ送信は、常時、SSL証明書で暗号化された通信(https)により行うこと。
- ・ 個人情報の保護やセキュリティについては、徹底した管理を行うこと。
- ・ 実施する情報セキュリティ対策について、具体的に示すこと。

⑦ 運用保守

- ・ ウェブサイトの稼働後、保守運用支援を行うこと。(2年目以降の事業締結を確約するものではない。)

⑧ 問い合わせ窓口

- ・ 障害発生時の初期切り分け対応、協会職員からの操作・運用方法等の相談対応等に一元的に対応する問い合わせ窓口を設け、対応内容を記録すること。
- ・ 平常時の問い合わせ受付時間は、平日8時30分から19時00分までとすること。
- ・ 緊急時(障害発生時、災害時等)は上記受付時間外も対応することとし、平常時を含めた保守体制、連絡体制(夜間、休日の連絡先を含む。)及び担当者氏名について書面で提出すること。

⑨ 障害対応

- ・ 本システムに故障等が発生し、業務運用に支障が生じた場合又はそのおそれがあると判断される場合には、事業者の負担で速やかに故障を回復し、正常な業務運用が可能となる状態に復旧する等の保守作業を実施すること。また、故障等を事前に予防するための定期点検についても実施すること。
- ・ 障害復旧時には、速やかに原因調査を実施すること。また、必要に応じて原因調査を要請すること。
- ・ 情報の採取、データ整合性・不具合調査、データ復旧等を行うこと。また、バッ

クアッパデータからの復旧が必要な場合はその作業を行うこと。

- ・ 障害の発生原因を調査し、改善の提案・報告を行うこと。また、調査の結果、本事業の調達内に含まれるソフトウェア等に起因する場合は、対応作業（修正・再設定・動作確認を含む。）を行うこと。
- ・ 本システムにて障害が発生していない場合においても、本システムと同様のシステムにて障害が発生した場合、本システムへの影響調査を実施し、予防的な対応を行うこと。
- ・ サイトの構築に必要なソフトウェア等のバージョンアップを定期的に行うこと。また、ソフトウェア等に脆弱性がないか定期的に調査し、脆弱性が発見された場合は、直ちに対応すること。

⑩ 稼働確認・試験運用

- ・ 協会が指定する期日までに稼働確認を実施し、実施内容及び稼働確認結果が記された成績表を作成し、協会の承認を得ること。
- ・ 上記稼働確認終了後、協会が指定する期間において試験運用を実施し、試験運用期間に利用者等から出た意見のうち、反映することが望ましいもので、軽微なプログラム改修で対応できるものについては、協会と協議した上で、臨機応変に対応すること。

⑪ その他

- ・ 開発に必要なハードウェア・ソフトウェア・ミドルウェア等については、すべて受託者にて用意するものとする。
- ・ 受託者は、ウェブサイトの操作マニュアルを作成し、必要に応じ協会職員等を対象とした操作研修を実施するものとする。

(4) 広告発信

本市観光の魅力を発信し、効果的な広告宣伝を実施するため、ターゲット市場へ向けたバナー広告やマスメディア、デジタルコンテンツ、SNS等を絡めたクロスメディアによる情報発信など、相乗効果の高いプロモーションを実施すること。

- ・ 情報発信対象候補先について、メディアの特性や露出効果などを勘案した上で提案するとともに、本市来訪に関心をもつ層の属性、ターゲットにダイレクトに訴求できる手法を実施すること。

(5) メディアタイアップ

首都圏及び近隣県のテレビ放送等の特集・番組等とのタイアップ案を企画・提案し、協議の上実施すること。

- ・ リリースに適したメディアの選定及び配信リストを作成すること。

- ・ テーマに適したメディア（テレビ・雑誌・WEB）において、タイアップ企画を複数回実施すること。
- ・ タイアップするメディアは、協会と協議の上決定すること。

（6）インフルエンサー等を活用した情報発信

ブログや SNS でフォロワーや反響が大きく、多くの消費者に大きな影響力をもたらす、情報発信力のあるインフルエンサー等を活用したプロモーションを実施すること。

- ・ 上記（1）で提案したキャンペーンとの連動により、ターゲットに対し広く視聴される SNS 動画広告等により配信し、話題性等の拡散を図ること。なお、配信の手法はターゲットに的確に訴求できる媒体を検討し、配信時期についても委託期間内に最大限の効果を発揮できるよう最適な配信スケジュール等を提案すること。
- ・ 動画だけでなく、インフルエンサーによる最適な情報発信を検討し、最大限の効果を発揮できる手法を提案すること。加えて、動画や記事等の発信後は、本業務において作成する（3）のウェブサイトへと誘導を行うものとする。

（7）その他

- ・ 各種プロモーションの時期・手法等については、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑み、協会と協議の上実施すること。
- ・ 新たに開発する観光商品の情報等についても随時、各種業務に盛り込むなど、鮮度の高いプロモーションを柔軟に実施すること。
- ・ 仕様書の要件をすべて満たした上で、より良い提案があれば、その内容を明記すること。

（8）著作権の取扱い

① 著作権者

本仕様書により作成された成果品及びそのデザインや写真などのデータ等すべての著作権は、協会に帰属する。

② 権利関係の処理

ア 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。

イ 第三者からの異議申立て、紛争の提起については、すべて受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

ウ 著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、委託者と受託者で協議の上処理することとする。

(9) 独自の提案

本業務の目的達成により効果的であると考えものについては、(1)～(6)に記載のある事業内容に加え、企画提案上限額の範囲内で独自に提案することができる。

◎委託業務内容一覧

		事業
自由提案	(1)	包括的・戦略的なプロモーション計画の作成
	(2)	話題性の獲得に向けたキャンペーンの企画及び運営
	(3)	特設観光情報ウェブサイトの開設
	(4)	ターゲット市場へ向けた広告発信
	(5)	メディア等へ向けたタイアップ企画の実施
	(6)	インフルエンサー等を活用した情報発信

※受託者の負担を考慮し、一定枠組みのあるものを実施していただくものであるが、目的を達成するものであれば、実施する内容について自由に提案することを妨げるものではない。